

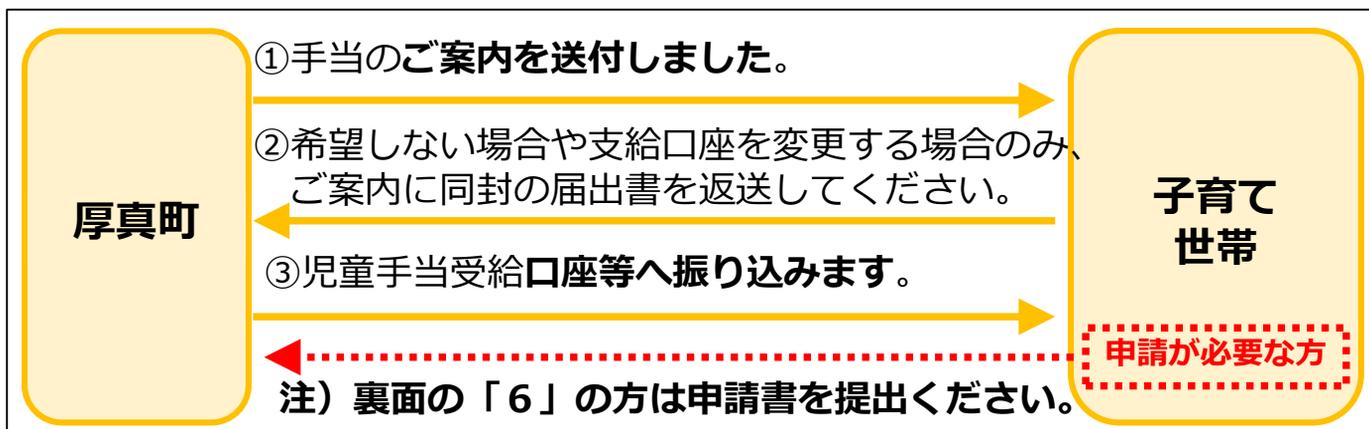
政府の **物価高対応子育て応援手当** のご案内

申請が必要な場合があります。必ずご確認ください！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。対象者の方に2月20日付の給付のお知らせをお送りしています。**お知らせが届いていない場合は裏面記載の窓口までご連絡ください。**



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の支給対象児童(※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の**児童手当受給者**、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**(1回限り)です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

厚真町では3月下旬から順次支給を開始します。支給決定後に通知書をお送りします。通知書記載の振り込み日に入金が確認できなかった場合、裏面記載の窓口までご連絡ください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なる場合があります。

裏面に続きます。

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は原則申請が必要です。申請書については、町HP及び厚真町役場住民課子育て支援グループ窓口にてご用意しています。

- ・ 令和8年2月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・ 所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・ 10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■引越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

8. 申請の期限はいつ？

申請書の提出締切は次の通りです。申請が必要な方は必ず期日までにご提出ください。

- ・ 公務員の方・基準日以降の離婚による受給者：3月31日（火）
- ・ 3月31日までに出生した児童の保護者：4月15日（水）

お問い合わせ先（厚真町役場）

住民課 子育て支援グループ
電話：0145-26-7872
（受付時間：平日8:30～17:30）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに厚真町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに厚真町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。